

私費外国人留学生国民健康保険料助成申請手続について、よくある質問

Q：前期に申請しましたが、支給日に助成金を取りに行けなかった場合の対応は？

A：後期で、再度、申請することができます。

なお、後期の支給日に取りに来ない場合は、受給を放棄したものとみなします。

Q：助成金は、代理人が取りに行ってもいいか？

A：代理は認めませんが、夫婦の場合は構いません。

Q：助成金は、過年度の分でも申請できるか？

A：申請は当年度分のみとなります。過年度の助成金は申請できません。

Q：納付が全部終わってない場合に申請にきたら、どうしたらいいか？

A：保険料助成の申請は年に1回となっておりますので、納付済金額が20,300円を満たさない場合は、そのまま申請すると、助成金額が減ります。

全額又は20,300円以上納付してから申請した方がいいと御説明をお願いします。

Q：奨学金申請中の留学生についての推薦は、どうしたらいいか？

A：奨学金の不採用が決定した後に、推薦してください。

Q：留学生が領収書の一部又は全部を紛失した場合は、どうしたらいいか？

A：委任状に必要事項を記入してもらって、他の推薦書類と一緒に提出してください。

Q：留学生夫婦が申請する場合は、どう受付したらいいか？

A：学生証と領収書のコピーの他に、保険料決定通知書の個人別内訳の部分もコピーして別々で受付してください。

※一方のみ受給資格がある場合は、学生証と領収書のコピーの他に、保険料決定通知書の個人別内訳の部分コピーが必要になります。

Q：金融機関から自動引き落としの場合の領収書類はどうしたらいいか？

A：通帳の関連ページのコピーか、委任状に必要事項を記入してもらって、他の推薦書類と一緒に提出してください。